

佐賀県告示第 257 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成 25 年 7 月 30 日

佐賀県知事 古 川 康

1 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字不動山字千浦木丙 538 番、丙 541 番、字小川内丙 565 番 1、丙 565 番 2、丙 566 番、丙 572 番、丙 587 番 1、丙 595 番、丙 603 番 1、丙 606 番、丙 607 番 1、丙 610 番、丙 611 番、字上北向丙 623 番 5、丙 625 番、丙 636 番、丙 645 番 1、丙 645 番 2、丙 654 番、丙 655 番 2、丙 659 番 2、丙 701 番、丙 710 番、丙 712 番、丙 715 番 1、丙 715 番 2、丙 719 番、丙 722 番 3、丙 747 番 1、丙 747 番 2、字館屋川内丙 753 番、丙 764 番 1、丙 764 番 2、丙 778 番、丙 781 番、字津蟹園丙 848 番 1、字北丙 944 番、丙 958 番 1、丙 961 番、丙 962 番 1、丙 962 番 5、丙 982 番、字崩ノ平丙 1165 番 2、字日向丙 1673 番、丙 1675 番、丙 1679 番、丙 1684 番 21、丙 1684 番 22、丙 1684 番 28、丙 1708 番、丙 1715 番、丙 1729 番、丙 1744 番、丙 1759 番 2、丙 1766 番、字女夫石丙 1782 番、字堂山丙 2215 番、丙 2229 番、丙 2230 番、字矢瀬町丙 2321 番、丙 2322 番、丙 2332 番、字柳谷丙 2454 番、丙 2491 番、丙 2493 番、字椎ヶ倉丙 2500 番 1、丙 2500 番 2、丙 2506 番 1、丙 2510 番、丙 2511 番、丙 2520 番、丙 2521 番 2、字大平丙 2568 番、丙 2599 番 2、丙 2622 番 2、丙 2622 番 4、字黒岩北谷丙 2646 番、字黒岩南谷丙 2665 番、丙 2672 番

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。)